

出雲地区

保護司会だより

第11号

わたしたちも参加します
あやまちは 繰り返さない 見逃さない

第59回 社会を明るくする運動



第59回社会を明るくする運動 ポスター

「社会を明るくする運動」の意義

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは、地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担う立場にあります。犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが不可欠です。

一方、今日、急速な少子・高齢化と核家族化が進む中で、家庭における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化、我が国において伝統的に犯罪を抑止する要因として機能してきた地域社会の連帯機能の低下等が指摘されています。このような中、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを助け、これらを含めたすべての人が共に暮らせる安全・安心な社会を実現するためには、多くの方々の理解と協力、関係機関・団体の組織を超えた連携が不可欠です。

そこで、社会を明るくする運動は、地域社会に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を全国的に展開しようとするものです。



平成20年街頭キャンペーン (佐田町)



平成20年街頭キャンペーン (湖陵町)



「社会を明るくする運動」は、地域のみんなの運動

趣 旨	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
強調月間	年間を通じて行われますが、特に7月を強調月間としています。
行動目標	①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう。 ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう。 ③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう。
重点事項	「犯罪や非行をした人たちの就労支援」

詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.kouseihogo-net.jp>

出雲地区保護司会の活動について

- ◎法務大臣メッセージ伝達
- ◎広報ビデオによる話し合い
- ◎標語の募集
- ◎公開ケース研究会
- ◎街頭広報活動(パレード・街頭宣伝パンフレット配布)
- ◎コミュニティセンター単位のミニ集会

「社会を明るくする運動」

標語募集のお知らせ

「社会を明るくする運動」強調月間にあわせて「犯罪のない明るい街づくり」「青少年の非行防止」がアピールできる標語を次のとおり募集いたします。ふるってご応募ください。

一般の部

- 応募資格／出雲市及び斐川町内に居住する方
- 募集方法／一人三点以内とし、自作、未発表のもの。用紙は自由です。作品に、住所・氏名・電話番号を記入してください。
- 提出先／市役所・各支所・役場・コミュニティセンター・公民館・郵便局・社会福祉協議会などに設置してある投稿箱に入れていただくか、出雲地区保護司会事務局まで郵送してください。
- 募集期間／七月一日から七月三十一日まで
- 表彰／次のとおり表彰します。
 - ※最優秀賞 一点(賞状・副賞)
 - ※優秀賞 五点(賞状・副賞)
 - ※佳作 十点(賞状・副賞)

小・中学生の部

- 応募資格／出雲市及び斐川町内の小・中学生
- 募集方法／自作、未発表のもの。用紙は自由です。作品に、住所・学校名・学年を記入
- 提出先／各学校を通じて提出してください。
- 募集期間／夏休み期間中
- 表彰／次のとおり表彰します。
 - ※最優秀賞各一点(賞状・副賞)
 - ※優秀賞各二点(賞状・副賞)
 - ※佳作 各十点(賞状・副賞)
- 詳細については、各小・中学校を通じてお知らせします。

- 入選作品の発表／十二月に発行する保護司会だよりに掲載します。

問合せ先

出雲地区保護司会事務局
湖陵町差海一〇二四一
TEL 四三二二〇八七

第五十九回「社会を明るくする運動」 メッセージ伝達について

出雲地区保護司会では、次の日程により法務大臣からの「社会を明るくする運動」のメッセージを伝達いたします。

◎出雲市での伝達

これは「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする」趣旨に基づいて、法務大臣が国民に向けたメッセージを首長に伝達するものです。

◎斐川町での伝達

とき 七月一日(水)
午前九時より
ところ 斐川町役場
伝達者 出雲地区保護司会斐川支部部長
受託者 斐川町長
参加者 出雲地区保護司会斐川支部会員・斐川町更生保護女性会会員・町青少年育成協議会会員・出雲警察署・少年補導委員

◎その他

・各地域で街頭キャンペーンの実施
・広報ビデオの視聴

伝達者 出雲地区保護司会会長
受託者 出雲市長
参加者 一般市民・出雲地区保護司会会員・出雲地区更生保護女性会会員・市青少年育成協議会会員・民生委員児童委員・出雲警察署・少年補導委員

平成20年斐川町メッセージ伝達式



平成20年斐川町メッセージ伝達式



更生保護、
あなたの善意が
事業の支え。

最近の犯罪や少年非行の情勢は、社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題になっています。

このような犯罪を予防するには、地域社会から犯罪に陥るものが出ないように環境を浄化し、犯罪予防活動を展開することが必要であります。他面一度まちがって犯罪に陥った者が再犯をしないような保護と指導をすることが特に大事なことであります。矯正施設から釈放になった者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れて、職業や住居の確保について助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題であります。

れにたずさわり、犯罪前歴者や非行少年の更生保護に努力を続けています。

明るい社会を建設する更生保護事業には種々の施策が講ぜられていますが、何と申ししても地域社会住民の皆さんの協力なくしてはできない仕事であります。一人でも多くの理解ある協力を社会に求め、物心両面に亘り御支援を得なければ、その目的を達成することは困難であります。こうした状況から、島根保護観察協会は県下における犯罪の予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもって組織されています。

何卒趣旨をご理解いただき、左記の会費をご納入いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 普通会員 年額 一千元以上
- 協力会員 年額 三千元以上
- 賛助会員 年額 五千元以上
- 特別会員 年額 一万円以上
- 名誉会員 年額 十万円以上

更生保護法人島根保護観察協会

理事長 溝口 善兵衛

大社地区更生保護女性会の活動

会長 澄田 千歳

大社地区更生保護女性会は、昭和三十八年七月、町内五支部からなる会員四十五名によって設立しました。現在会員数は百四十九名となり、更生保護の理念に基づき、且つ地域のニーズにも応えながら、皆様の温かいご支援をいただき活動を続けております。

特にここ数年来、未来を担う子ども達の健やかな成長の「見守り」という意味あいの活動にも力を入れております。こうした活動について紹介させていただきます。

近年行った心に残る事業

- 創立四十周年の集い(平成十五年)
 - 「はばたけ、子どもの夢ひろげ」のフェスティバル(平成十六年)
 - 四十五周年の集い(平成二十年)
- 特にフェスティバルは「子育て支援基金」の助成を受け、保護司会、各種ボランティア団体、関係機関の皆様方のご協力をいただき実現した大事業でした。実に九百名に近い参加者でしたが、主人公は子ども達とその保護者。玩具作り、種々な遊びを通して親子で濃密な時間を共有した一日でした。この日の出来事が子ども達の心に思い出しとして残り、健やかな成長の一助になればと願いました。



各年度・継続事業

五年毎に開催している記念の集いには講師を迎え、共に更生保護の心の研修をさせていただきました。

● 事業部
● 募金活動、愛の図書贈呈
● 施設訪問
● 訪問先—更生保護会、わかたけ学園等更生保護施設

○研修部

- 総会
 - 研修会、講演会
 - 機関誌「あゆみ」の発行
- この外、他地区更生保護女性会と相互交歓会を行い、意見交換などで交流し、互いの絆を深め、お互いの活動内容を豊かなものになりました。

支部別活動

五つの支部が各々支部長を中心に、支部内の小学校、幼稚園、保育園等のニーズに応じて活動しています。その内容は布の玩具・おむつ・足拭きマット作り、本の読み聞かせ、紙芝居、家庭科学習の援助、空缶集め(収益は遊具等の寄贈、簡易広報紙・健全育成標語用—の設置に使用)地区のイベントへの参加協力(夏休み中の宿泊体験の補助、マラソン大会時の豚汁作り)等です。また登下校時の見守りなど、主に青少年の健全育成のための活動をしています。今後も保護司会、青少年育成諸団体のご支援、ご協力を得ながら地域にとけこんだ実のある活動を続けていくために、会員の持てる力を結集していきたいと思ひます。

保護司の異動

- 退任
手銭昇二(白枝町)・安井幸男(佐田町)・錦田隆福(斐川町)・伊藤進二(大社町)
(平成二十一年五月三十一日付)
- 新任
岡賢治(小山町)・安井守(白枝町)・横木俊信(古志町)・加納龍雄(佐田町)・延本輝典(斐川町)・藤江富士雄(大社町)
(平成二十二年六月一日付)

編集後記

第十一号は、毎年七月を「社会を明るくする運動」強調月間として、全国的に展開している運動の意義を広くみな様に、ご理解いただくために「社会を明るくする運動」啓発号としました。
みな様からのご意見、ご叱正、ご支援をお願い致します。(柳楽利子)